

高松市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 4 6 号

高松市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

高松市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 9 年高松市規則第 4 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（保険料の額の通知）</p> <p>第 6 条 条例第 1 9 条の規定による保険料の額の通知は、<u>国民健康保険料納入通知書兼決定通知書</u>（様式第 4 号）又は<u>国民健康保険料納入通知書兼更正通知書</u>（様式第 4 号の 2）による。</p> <p>2 略</p> <p>（督促状）</p> <p>第 8 条 保険料の督促状は、国民健康保険料督促状（様式第 5 号）によるものとする。</p> | <p>（保険料の額の通知）</p> <p>第 6 条 条例第 1 9 条の規定による保険料の額の通知は、<u>国民健康保険料決定通知書兼納入通知書</u>（様式第 4 号）又は<u>国民健康保険料変更決定通知書兼納入通知書</u>（様式第 4 号の 2）による。</p> <p>2 略</p> <p>（督促状）</p> <p>第 8 条 保険料の督促状は、国民健康保険料督促状<u>（兼領収書）</u>（様式第 5 号）によるものとする。</p> |

様式第4号（第6条関係）

(1枚目の表)

様

高松市長

|        |  |
|--------|--|
| 被保険者番号 |  |
| 通知書番号  |  |
| 納付方法   |  |

国民健康保険料納入通知書兼決定通知書

(調定年度 年 該当年度 年)

あなたの 年度の保険料は審査の結果、下記のとおりになりましたので通知します。

年 月 日現在把握している情報で作成されております。

世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主に保険料の納付義務が発生します。

|      |   |
|------|---|
| 保険料額 |   |
| 円    | 円 |

※他の健康保険に加入された場合は、

課まで届出が必要です。

国民健康保険料 算定内訳

[illegible][illegible]

国民健康保険料納期ごとの保険料額( 年度)

【普通徴収】(納付書、口座引き落とし)

| 納 期 限                    | 決定保険料(A) |  |   | 差引必要納付額(D) |
|--------------------------|----------|--|---|------------|
| 平成25年度1月1日～平成25年度3月31日   | 円        |  |   | 円          |
| 平成25年度4月1日～平成25年度6月30日   | 円        |  |   | 円          |
| 平成25年度7月1日～平成25年度9月30日   | 円        |  |   | 円          |
| 平成25年度10月1日～平成25年度12月31日 | 円        |  |   | 円          |
| 平成26年度1月1日～平成26年度3月31日   | 円        |  |   | 円          |
| 平成26年度4月1日～平成26年度6月30日   | 円        |  |   | 円          |
| 平成26年度7月1日～平成26年度9月30日   | 円        |  |   | 円          |
| 平成26年度10月1日～平成26年度12月31日 | 円        |  |   | 円          |
| 合 計                      | 円        |  | 円 | 円          |

【特別徴収】(年金からの天引き)

|           |   |    |  |
|-----------|---|----|--|
| 特別徴収義務者   |   |    |  |
| 特別徴収対象年金額 |   |    |  |
| 納付義務者     |   |    |  |
| 生 年 月 日   |   | 性別 |  |
| 住 所       |   |    |  |
| 特別徴収対象年金額 | 円 |    |  |

年度途中で保険料に変更があった場合、特別徴収が中止となることがあります。

| 月 別 |     | 決定保険料 |   | 納付済額 | 差引納付額 |
|-----|-----|-------|---|------|-------|
| 仮   | 4月  | 円     | 円 | 円    | 円     |
| 徴   | 6月  | 円     | 円 | 円    | 円     |
| 収   | 8月  | 円     | 円 | 円    | 円     |
| 本   | 10月 | 円     | 円 | 円    | 円     |
| 徴   | 12月 | 円     | 円 | 円    | 円     |
| 収   | 2月  | 円     | 円 | 円    | 円     |
| 合 計 |     | 円     | 円 | 円    |       |

様式第4号 (第6条関係)

(1枚目の表)

年度国民健康保険料決定通知書兼納入通知書

年 月 日

様

高松市長

通知書番号

年度 ( 年度賦課分)

あなたの 年度の保険料額を決定したので、次のとおり納期限までに納めてください。

国民健康保険の年間保険料

|                  |  |
|------------------|--|
| ① + ② の<br>合 計 額 |  |
|------------------|--|

徴収方法ごと

|         |   |
|---------|---|
| ①普通徴収分計 | 円 |
| ②特別徴収分計 | 円 |

## 1 徴収方法ごと内訳

①普通徴収分 納付書又は口座振替

| 期 別   | 保険料額 (円) | 納 期 |
|-------|----------|-----|
| 第 1 期 |          |     |
| 第 2 期 |          |     |
| 第 3 期 |          |     |
| 第 4 期 |          |     |
| 第 5 期 |          |     |
| 第 6 期 |          |     |
| 第 7 期 |          |     |
| 計     |          |     |

②特別徴収分 年金からの天引き

|         |          |
|---------|----------|
| 特別徴収義務者 | 特別徴収対象年金 |
|---------|----------|

| 徴 収 月       | 特 別 徴 収 額 (円) |
|-------------|---------------|
| 仮 徴 収 4 月   |               |
| 6 月         |               |
| 8 月         |               |
| 本 徴 収 1 0 月 |               |
| 1 2 月       |               |
| 2 月         |               |
| 計           |               |

納付方法／口座情報

|      |  |
|------|--|
| 納付方法 |  |
|------|--|

(1枚目の裏)

賦課の根拠及び期日

1 賦課の根拠

国民健康保険料は、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例の規定により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主に課せられます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、保険料が世帯主にかかり、世帯主が納付義務者になります。

2 賦課期日 年の4月1日

- (1) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月から月割で賦課されます。
- ・新たに納付義務が発生した場合
  - ・同一世帯で被保険者が増加した場合
  - ・同一世帯に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」といいます。）となった場合

徴収方法と納期

1 保険料の納付方法

| 納付方法 | 普通徴収（納付書・口座振替） |
|------|----------------|
|      | 特別徴収（年金からの天引き） |

2 年度 特別徴収の納付

対象世帯

開始時期

- 3 特別徴収の対象者の保険料が更正された場合
- 増額更正 差額は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収により納付いただきます。
- 減額更正 特別徴収を中止し、普通徴収で納付いただくことがあります。

4 年度 当初納期

（納期限が、休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限になります。）

|     |  |
|-----|--|
| 第1期 |  |
| 第2期 |  |
| 第3期 |  |
| 第4期 |  |
| 第5期 |  |
| 第6期 |  |
| 第7期 |  |
| 第8期 |  |

- (2) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月の前月まで、月割で賦課されます。

- ・納付義務の消滅があった場合
- ・職場の健康保険への加入等により被保険者が減少した場合
- ・同一世帯に属する被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合
- ・介護納付金賦課被保険者でなくなった場合（国民健康保険組合等を除く他の健康保険への加入等により、納付義務が消滅し、又は被保険者が減少した場合は、消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とします。）

5 納期限までに保険料を納めなかった場合

(1) 督促状発付

納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

(2) 延滞金

納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

① 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

② 納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間

(3) 滞納処分

督促状を発した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(1枚目の裏)

賦課の根拠及び期日

1 賦課の根拠

国民健康保険料は、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例の規定により国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主に課せられます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、保険料が世帯主にかかり、世帯主が納付義務者になります。

2 賦課期日 当該年度の4月1日

- (1) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月から月割で賦課されます。
- ・新たに納付義務が発生した場合
  - ・同一世帯で被保険者が増加した場合
  - ・同一世帯に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」といいます。）となった場合

徴収方法と納期

1 保険料の納付方法

| 納付方法 | 普通徴収（納付書・口座振替） |
|------|----------------|
|      | 特別徴収（年金からの天引き） |

2 年度 特別徴収の納付

対象世帯

開始時期

- 3 特別徴収の対象者の保険料が更正された場合
- 増額更正 差額は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収により特別徴収と併行して納付いただきます。
- 減額更正 特別徴収を中止し、普通徴収で納付いただくことがあります。

4 年度 当初納期

（納期限が、休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限になります。）

|     |  |
|-----|--|
| 第1期 |  |
| 第2期 |  |
| 第3期 |  |
| 第4期 |  |
| 第5期 |  |
| 第6期 |  |
| 第7期 |  |
| 第8期 |  |

- (2) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月の前月まで、月割で賦課されます。

- ・納付義務の消滅があった場合
- ・職場の健康保険への加入等により被保険者が減少した場合
- ・同一世帯に属する被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合
- ・介護納付金賦課被保険者でなくなった場合（国民健康保険組合等を除く他の健康保険への加入等により、納付義務が消滅し、又は被保険者が減少した場合は、消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とします。）

5 納期限までに保険料を納めなかった場合

(1) 督促状発付

納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

(2) 延滞金

納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

- ① 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 年 パーセント
- ② 納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間 年 パーセント

(3) 滞納処分

督促状を発した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(2枚目の表)

|        |  |      |  |
|--------|--|------|--|
| 被保険者番号 |  |      |  |
| 通知書番号  |  | 世帯主名 |  |

個人別内訳

| 氏名 | 所得割算定基礎額<br>資産割算定基礎額 | 資格状況<br>上段：医療・支援・子ども<br>下段：介護 | 月数 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 加入<br>月数 | 子ども・子育て | 個人あん分合計額 |
|----|----------------------|-------------------------------|----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----------|---------|----------|
|    |                      |                               | 4  | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |          |         |          |
| 1  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 2  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 3  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 4  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 5  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 6  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 7  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 8  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 9  |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |
| 10 |                      |                               |    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |         |          |

10人をこえた場合表示しておりません。個別に振り分けられない増数の調整につきましては、一番上の被保険者に加算していますのでご了承ください。

|          |     |       |      |
|----------|-----|-------|------|
| 賦課額変更の理由 |     |       |      |
|          |     |       |      |
| 異動対象者    | 異動日 | 異動届出日 | 異動内容 |
|          |     |       |      |

<お問い合わせ先>

電話番号

(2枚目の表)

年度国民健康保険料決定通知書兼納入通知書

|       |         |
|-------|---------|
| 通知書番号 | 納付義務者氏名 |
|-------|---------|

2 個人別内訳

| 氏名 | 所得割賦課標準額(円) | 資格状況 (医療・後期・介護) | 個人内訳計(円) |
|----|-------------|-----------------|----------|
|    |             |                 |          |
|    |             |                 |          |
|    |             |                 |          |
|    |             |                 |          |
|    |             |                 |          |
|    |             |                 |          |
|    |             |                 |          |

3 国民健康保険料率・賦課限度額 (年度)

|                       |            | 医療分 | 後期分 | 介護分 |
|-----------------------|------------|-----|-----|-----|
| 所得割額：所得割料率×賦課標準額      | 所得割料率      | %   | %   | %   |
| 均等割額：一人当たりの均等割額×被保険者数 | 一人当たりの均等割額 | 円   | 円   | 円   |
| 平等割額：一世帯ごとに係る額        |            | 円   | 円   | 円   |
| 賦課限度額：一世帯ごとの限度額       |            | 円   | 円   | 円   |

4 国民健康保険料・算定内訳

|     | 総所得金額等(円) | 所得割額<br>賦課標準額(円) | 算定額(円) | 均等割額<br>人員算定額(円) | 平等割額<br>算定額(円) | 算定額合計(円) |
|-----|-----------|------------------|--------|------------------|----------------|----------|
|     |           |                  |        |                  |                |          |
| 医療分 |           |                  |        |                  |                |          |
| 後期分 |           |                  |        |                  |                |          |
| 介護分 |           |                  |        |                  |                |          |
| 合計  |           |                  |        |                  |                |          |

|     | 法定軽減額<br>割合(円) | 未就学児<br>軽減額(円) | 産前産後<br>軽減額(円) | 賦課限度<br>額を超えた額(円) | 減免額(円) | 端数(円) | 減額合計(円) | 確定保険料額(円) |
|-----|----------------|----------------|----------------|-------------------|--------|-------|---------|-----------|
|     |                |                |                |                   |        |       |         |           |
| 医療分 |                |                |                |                   |        |       |         |           |
| 後期分 |                |                |                |                   |        |       |         |           |
| 介護分 |                |                |                |                   |        |       |         |           |
| 合計  |                |                |                |                   |        |       |         |           |

(2枚目の裏)

保険料の賦課額

| 保 険 料               | 保険料説明 | 賦課対象 | 賦課限度額<br>(年度) | 賦課限度額<br>(年度) | 賦 課 内 訳                           |
|---------------------|-------|------|---------------|---------------|-----------------------------------|
| 医 療 給 付 費 分 (医 療 分) |       |      |               |               | 所得割額<br>均等割額<br>18歳以上均等割額<br>平等割額 |
| 後期高齢者支援金分(支援分)      |       |      |               |               |                                   |
| 介護納付金分(介護分)         |       |      |               |               |                                   |
| 子ども・子育て支援納付金分(子ども分) |       |      |               |               |                                   |

保険料の軽減・減免

1 低所得者に対する軽減

世帯の前年中の所得が国の定める所得基準を下回る場合、均等割額及び平等割額が軽減されます(届出の必要はありません。)

- ・対象者
- ・判定時期
- ・軽減判定

| 軽 減 割 合 | 所 得 基 準 (年 度) |
|---------|---------------|
| 割 軽 減   |               |
| 割 軽 減   |               |
| 割 軽 減   |               |

2 一定の条件により失業した場合の保険料の軽減  
一定の条件(倒産や解雇、その他やむを得ない理由等)に該当する非自発的失業であった場合、その失業者の所得のうち給与所得を 分の として所得割額を計算します。

- ・対象者
- ・対象期間
- ・届出方法

3 後期高齢者医療制度への移行による保険料の軽減・減免  
○国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行した場合(届出の必要はありません。)

不服申立て及び処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。審査請求ができる期間は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

この決定の取消しを求める訴え(以下「処分の取消しの訴え」といいます。)を、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。処分の取消しの訴えを提起できる期間は、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。

・対象世帯

・軽減内容

○被用者保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行した場合

- ・対象者
- ・減免内容
- ・届出方法

4 未就学児に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・軽減内容

5 産前産後期間に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・免除内容
- ・届出方法

6 子ども・子育て支援納付金分の18歳未満被保険者に係る均等割額の軽減

- ・対象者
- ・軽減内容

7 災害又はその他の特別の事情により保険料の納付が困難であり、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例に規定する減免又は徴収猶予の申請をしようとする場合は、 課に御相談ください。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合には裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起を理由として、徴収は猶予しません。

(2枚目の裏)

保険料の賦課額

| 保 険 料               | 保険料説明 | 賦課対象 | 賦課限度額 | 賦課内訳 |
|---------------------|-------|------|-------|------|
| 医 療 給 付 費 分 (医 療 分) |       |      | 円     | 所得割額 |
| 後期高齢者支援金分(後期分)      |       |      | 円     | 均等割額 |
| 介護納付金分(介護分)         |       |      | 円     | 平等割額 |

保険料の軽減・減免

1 低所得者に対する軽減

世帯の前年中の所得が国の定める所得基準を下回る場合、均等割額及び平等割額が軽減されます。(届出の必要はありません。)

- ・対象者
- ・判定時期
- ・軽減判定

| 軽 減 割 合 | 所 得 基 準 |
|---------|---------|
| 割 軽 減   |         |
| 割 軽 減   |         |
| 割 軽 減   |         |

2 一定の条件により失業した場合の保険料の軽減

国民健康保険に新たに加入した理由が、一定の条件(倒産や解雇、その他やむを得ない理由等)に該当する非自発的失業であった場合、その失業者の所得のうち給与所得を 分の として所得割を計算します。

- ・対象者
- ・対象期間
- ・届出方法

3 後期高齢者医療制度への移行による保険料の軽減・減免

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行した場合(届出の必要はありません。)

- ・対象世帯
- ・軽減内容

被用者保険加入者が、後期高齢者医療制度へ移行した場合

- ・対象者
- ・減免内容
- ・届出方法

4 未就学児に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・軽減内容

5 産前産後期間に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・免除内容
- ・届出方法

6 災害又はその他の特別の事情により保険料の納付が困難であり、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例に規定する減免又は徴収猶予の申請をしようとする場合は、 課に御相談ください。

不服申立て及び処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。審査請求ができる期間は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

この決定の取消しを求める訴え(以下「処分の取消しの訴え」といいます。)を、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。処分の取消しの訴えを提起できる期間は、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合には裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起を理由として、徴収は猶予しません。

| 徴収月 | 変更前(円) | 変更後(円) | 差引額(円) | 備 |
|-----|--------|--------|--------|---|
| 徴収  | 4月     |        |        |   |
|     | 6月     |        |        |   |
|     | 8月     |        |        |   |
| 本徴収 | 10月    |        |        |   |
|     | 12月    |        |        |   |
|     | 2月     |        |        |   |
| 計   |        |        |        |   |

(1枚目の裏)

賦課の根拠及び期日

1 賦課の根拠

国民健康保険料は、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例の規定により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主に課せられます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、保険料が世帯主にかかり、世帯主が納付義務者になります。

2 賦課期日 当該年度の4月1日

- (1) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月から月割で賦課されます。
- ・新たに納付義務が発生した場合
  - ・同一世帯で被保険者が増加した場合
  - ・同一世帯に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」といいます。）となった場合

徴収方法と納期

1 保険料の納付方法

| 納付方法 | 普通徴収（納付書・口座振替） |
|------|----------------|
|      | 特別徴収（年金からの天引き） |

2 年度 特別徴収の納付

対象世帯

開始時期

3 特別徴収の対象者の保険料が更正された場合

増額更正 差額分は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収により納付いただきます。

減額更正 特別徴収を中止し、普通徴収で納付いただくことがあります。

4 年度 当初納期

（納期限が、休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限になります。）

|     |  |
|-----|--|
| 第1期 |  |
| 第2期 |  |
| 第3期 |  |
| 第4期 |  |
| 第5期 |  |
| 第6期 |  |
| 第7期 |  |
| 第8期 |  |

- (2) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月の前月まで、月割で賦課されます。

- ・納付義務の消滅があった場合
- ・職場の健康保険への加入等により被保険者が減少した場合
- ・同一世帯に属する被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合
- ・介護納付金賦課被保険者でなくなった場合（国民健康保険組合等を除く他の健康保険への加入等により、納付義務が消滅し、又は被保険者が減少した場合は、消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とします。）

5 納期限までに保険料を納めなかった場合

(1) 督促状発付

納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

(2) 延滞金

納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

② 納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間

(3) 滞納処分

督促状を発した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(1枚目の裏)

賦課の根拠及び期日

1 賦課の根拠

国民健康保険料は、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例の規定により国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主に課せられます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、保険料が世帯主にかかり、世帯主が納付義務者になります。

2 賦課期日 当該年度の4月1日

- (1) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月から月割で賦課されます。
- ・新たに納付義務が発生した場合
  - ・同一世帯で被保険者が増加した場合
  - ・同一世帯に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」といいます。）となった場合

徴収方法と納期

1 保険料の納付方法

| 納付方法 | 普通徴収（納付書・口座振替） |
|------|----------------|
|      | 特別徴収（年金からの天引き） |

2 年度 特別徴収の納付

対象世帯

開始時期

3 特別徴収の対象者の保険料が更正された場合

増額更正 差額分は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収により特別徴収と併行して納付いただきます。

減額更正 特別徴収を中止し、普通徴収で納付いただくことがあります。

4 年度 当初納期

（納期限が、休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限になります。）

|     |  |
|-----|--|
| 第1期 |  |
| 第2期 |  |
| 第3期 |  |
| 第4期 |  |
| 第5期 |  |
| 第6期 |  |
| 第7期 |  |
| 第8期 |  |

- (2) 賦課期日後において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日の属する月の前日まで、月割で賦課されます。

- ・納付義務の消滅があった場合
- ・職場の健康保険への加入等により被保険者が減少した場合
- ・同一世帯に属する被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合
- ・介護納付金賦課被保険者でなくなった場合（国民健康保険組合等を除く他の健康保険への加入等により、納付義務が消滅し、又は被保険者が減少した場合は、消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とします。）

5 納期限までに保険料を納めなかった場合

(1) 督促状発付

納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

(2) 延滞金

納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

① 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 年 パーセント

② 納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間 年 パーセント

(3) 滞納処分

督促状を発した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(2枚目の表)

|        |  |      |  |
|--------|--|------|--|
| 被保険者番号 |  |      |  |
| 通知書番号  |  | 世帯主名 |  |

個人別内訳

個人別内訳

45678910111212123

月数

(単位：円)

| 氏 名 | 所得割算定基礎額<br>資産割算定基礎額 | 資格状況 | 上段：医療・支援・子ども<br>下段：介護 | 加入<br>月数 | 子ども・子育て | 個人あん分合計額 |
|-----|----------------------|------|-----------------------|----------|---------|----------|
| 1   |                      |      |                       |          |         |          |
| 2   |                      |      |                       |          |         |          |
| 3   |                      |      |                       |          |         |          |
| 4   |                      |      |                       |          |         |          |
| 5   |                      |      |                       |          |         |          |
| 6   |                      |      |                       |          |         |          |
| 7   |                      |      |                       |          |         |          |
| 8   |                      |      |                       |          |         |          |
| 9   |                      |      |                       |          |         |          |
| 10  |                      |      |                       |          |         |          |

！0人をこえた場合表示しておりません。個別に振り分けられない繰数の調整につきましては、一番上の被保険者に加算していますのでご了承ください。

|          |     |       |      |
|----------|-----|-------|------|
| 賦課額変更の理由 |     |       |      |
|          |     |       |      |
| 異動対象者    | 異動日 | 異動届出日 | 異動内容 |
|          |     |       |      |

<お問い合わせ先>

電話番号

(2枚目の表)

年度国民健康保険料変更決定通知書兼納入通知書

|       |         |
|-------|---------|
| 通知書番号 | 納付義務者氏名 |
|-------|---------|

2 個人別内訳

| 氏 名 | 所得割賦課標準額 (円) | 資格状況 (医療・後期・介護) | 個人内訳計 (円) |
|-----|--------------|-----------------|-----------|
|     |              |                 |           |
|     |              |                 |           |
|     |              |                 |           |
|     |              |                 |           |

3 国民健康保険料率・賦課限度額 ( 年度)

|                       |  | 医 療 分      | 後 期 分 | 介 護 分 |
|-----------------------|--|------------|-------|-------|
| 所得割額：所得料率×賦課標準額       |  | 所得料率       | %     | %     |
| 均等割額：一人当たりの均等割額×被保険者数 |  | 一人当たりの均等割額 | 円     | 円     |
| 平等割額：一世帯ごとに係る額        |  |            | 円     | 円     |
| 賦課限度額：一世帯ごとの限度額       |  |            | 円     | 円     |

4 国民健康保険料・算定内訳

|             |     | 総 所 得<br>金 額 等<br>(円) | 所得割額         |              | 均等割額 |              | 平等割額         | 算 定 額      |
|-------------|-----|-----------------------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------------|
|             |     |                       | 賦課標準額<br>(円) | 算 定 額<br>(円) | 人 員  | 算 定 額<br>(円) | 算 定 額<br>(円) | 合 計<br>(円) |
| 変<br>更<br>前 | 医療分 |                       |              |              |      |              |              |            |
|             | 後期分 |                       |              |              |      |              |              |            |
|             | 介護分 |                       |              |              |      |              |              |            |
|             | 合 計 |                       |              |              |      |              |              |            |
| 変<br>更<br>後 | 医療分 |                       |              |              |      |              |              |            |
|             | 後期分 |                       |              |              |      |              |              |            |
|             | 介護分 |                       |              |              |      |              |              |            |
|             | 合 計 |                       |              |              |      |              |              |            |

|             |     | 法定軽減額          | 未就学           | 産前産後         | 賦課限度          | 減免額 | 端 数 | 減額合  | 確定保険  |
|-------------|-----|----------------|---------------|--------------|---------------|-----|-----|------|-------|
|             |     | 割 軽 減 額<br>(円) | 児 軽 減<br>額(円) | 軽 減 額<br>(円) | 額を超え<br>た額(円) | (円) | (円) | 計(円) | 料額(円) |
| 変<br>更<br>前 | 医療分 |                |               |              |               |     |     |      |       |
|             | 後期分 |                |               |              |               |     |     |      |       |
|             | 介護分 |                |               |              |               |     |     |      |       |
|             | 合 計 |                |               |              |               |     |     |      |       |
| 変<br>更<br>後 | 医療分 |                |               |              |               |     |     |      |       |
|             | 後期分 |                |               |              |               |     |     |      |       |
|             | 介護分 |                |               |              |               |     |     |      |       |
|             | 合 計 |                |               |              |               |     |     |      |       |

(2枚目の裏)

保険料の賦課額

| 保 険 料                 | 保険料説明 | 賦課対象 | 賦課限度額<br>( 年度) | 賦課限度額<br>( 年度) | 賦課限度額<br>( 年度) | 賦 課 内 訳                            |
|-----------------------|-------|------|----------------|----------------|----------------|------------------------------------|
| 医 療 給 付 費 分 ( 医 療 分 ) |       |      |                |                |                | ・所得割額<br>均等割額<br>18歳以上均等割額<br>平等割額 |
| 後期高齢者支援金分(支援分)        |       |      |                |                |                |                                    |
| 介護納付金分(介護分)           |       |      |                |                |                |                                    |
| 子ども・子育て支援納付金分(子ども分)   |       |      |                |                |                |                                    |

保険料の軽減・減免

1 低所得者に対する軽減・

世帯の前年中の所得が国の定める所得基準を下回る場合、均等割額及び平等割額が軽減されます(届出の必要はありません。)

- ・対象者
- ・判定時期
- ・軽減判定

| 軽 減 割 合 | 所 得 基 準 ( 年 度 ) |
|---------|-----------------|
| 割 軽 減   |                 |
| 割 軽 減   |                 |
| 割 軽 減   |                 |

| 軽 減 割 合 | 所 得 基 準 ( 年 度 ) |
|---------|-----------------|
| 割 軽 減   |                 |
| 割 軽 減   |                 |
| 割 軽 減   |                 |

2 一定の条件により失業した場合の保険料の軽減  
一定の条件(倒産や解雇、その他やむを得ない理由等)に該当する非自発的失業であった場合、その失業者の所得のうち給与所得を 分の として所得割額を計算します。

- ・対象者
- ・対象期間
- ・届出方法

不服申立て及び処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。審査請求ができる期間は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

この決定の取消しを求める訴え(以下「処分の取消しの訴え」といいます。))を、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。))として提起することができます。処分の取消しの訴えを提起できる期間は、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。

3 後期高齢者医療制度への移行による保険料の軽減・減免

○国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行した場合(届出の必要はありません。)

- ・対象世帯
- ・軽減内容
- 被用者保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行した場合

- ・対象者
- ・減免内容
- ・届出方法

4 未就学児に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・軽減内容

5 産前産後期間に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・免除内容
- ・届出方法

6 子ども・子育て支援納付金分の18歳未満被保険者に係る均等割額の軽減

- ・対象者
- ・軽減内容

7 災害又はその他の特別の事情により保険料の納付が困難であり、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例に規定する減免又は徴収猶予の申請をしようとする場合は、 課に御相談ください。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
なお、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起を理由として、徴収は猶予しません。

(2枚目の裏)

保険料の賦課額

| 保 険 料                 | 保険料説明 | 賦課対象 | 賦課限度額 | 賦課内訳    |
|-----------------------|-------|------|-------|---------|
| 医 療 給 付 費 分 ( 医 療 分 ) |       |      | 円     | 所 得 割 額 |
| 後期高齢者支援金分(後期分)        |       |      | 円     | 均 等 割 額 |
| 介護納付金分(介護分)           |       |      | 円     | 平 等 割 額 |

保険料の軽減・減免

1 低所得者に対する軽減

世帯の前年中の所得が国の定める所得基準を下回る場合、均等割額及び平等割額が軽減されます。(届出の必要はありません。)

- ・対象者
- ・判定時期
- ・軽減判定

| 軽 減 割 合 | 所 得 基 準 |
|---------|---------|
| 割 軽 減   |         |
| 割 軽 減   |         |
| 割 軽 減   |         |

2 一定の条件により失業した場合の保険料の軽減

国民健康保険に新たに加入した理由が、一定の条件(倒産や解雇、その他やむを得ない理由等)に該当する非自発的失業であった場合、その失業者の所得のうち給与所得を 分の として所得割を計算します。

- ・対象者
- ・対象期間
- ・届出方法

3 後期高齢者医療制度への移行による保険料の軽減・減免

不服申立て及び処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。審査請求ができる期間は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

この決定の取消しを求める訴え(以下「処分の取消しの訴え」といいます。))を、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。))として提起することができます。処分の取消しの訴えを提起できる期間は、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行した場合(届出の必要はありません。)

- ・対象世帯
- ・軽減内容
- 被用者保険加入者が、後期高齢者医療制度へ移行した場合
- ・対象者
- ・減免内容
- ・届出方法

4 未就学児に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・軽減内容

5 産前産後期間に係る保険料の軽減

- ・対象者
- ・免除内容
- ・届出方法

6 災害又はその他の特別の事情により保険料の納付が困難であり、国民健康保険法及び高松市国民健康保険条例に規定する減免又は徴収猶予の申請をしようとする場合は、 課に御相談ください。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起を理由として、徴収は猶予しません。

様式第 4 号の 3 を次のように改める。  
様式第 4 号の 3 （第 6 条関係）

(表)

公高松市納付書（納入済通知書）

|        |          |        |  |      |    |      |
|--------|----------|--------|--|------|----|------|
| 加入者名   | 高松市会計管理者 | 口座記号番号 |  | 合計金額 |    | 円    |
| 収納機関番号 |          | 納付番号   |  | 確認番号 |    | 納付区分 |
| 納期限    | 通知書番号    | 年度     |  | 期別   | 備考 |      |

|       |   |      |   |       |
|-------|---|------|---|-------|
| 保険料額  | 円 | 延滞金  | 円 | 領収日付印 |
| 督促手数料 | 円 | 合計金額 | 円 |       |

コンビニ等収納用

(ご注意)  
バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。

帳票

納付者氏名

指定期限

バーコード  
使用期限

ATMでは御利用いただけません。取りまとめ店

高松市納付書（原符）公

|        |          |
|--------|----------|
| 加入者名   | 高松市会計管理者 |
| 口座記号番号 |          |
| 保険料額   | 円        |
| 延滞金    | 円        |
| 督促手数料  | 円        |
| 合計金額   | 円        |
| 納付者氏名  |          |
| 通知書番号  |          |
| 納期限    |          |
| 指定期限   |          |
| 備考     |          |

領収日付印

(金融機関保管・コンビニ等店舗保管)

高松市領収証書公

下記のとおり領収しました。

|        |          |
|--------|----------|
| 加入者名   | 高松市会計管理者 |
| 口座記号番号 |          |
| 保険料額   | 円        |
| 延滞金    | 円        |
| 督促手数料  | 円        |
| 合計金額   | 円        |
| 納付者氏名  |          |
| 通知書番号  |          |
| 納期限    |          |
| 指定期限   |          |

備考  
交付日：  
お問い合わせ先は裏面に記載しております

領収日付印

(納付者保管・収入印紙不要)

(裏)

納 付 場 所

○高松市指定金融機関

○全国のコンビニエンスストア

○高松市指定代理金融機関

○スマートフォンアプリ

○高松市収納代理金融機関

○高松市役所 課、各総合センター・支所

○四国４県内のゆうちょ

銀行・郵便局

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 8 条関係）

(表)

公

高松市

納付書（納入済通知書）

|        |          |        |  |      |    |      |
|--------|----------|--------|--|------|----|------|
| 加入者名   | 高松市会計管理者 | 口座記号番号 |  | 合計金額 |    | 円    |
| 収納機関番号 |          | 納付番号   |  | 確認番号 |    | 納付区分 |
| 納期限    | 通知書番号    | 年度     |  | 期別   | 備考 |      |

|          |                                                                               |   |           |  |     |                              |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|---|-----------|--|-----|------------------------------|
| 保険料額     |                                                                               | 円 | 延滞金       |  | 円   | 領収日付印                        |
| 督促手数料    |                                                                               | 円 | 合計金額      |  | 円   | <div>(高松市保管・コンビニ等本部保管)</div> |
| コンビニ等収納用 | <div>(ご注意)<br/>バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。</div> |   |           |  | 領収票 |                              |
|          |                                                                               |   |           |  |     |                              |
| 納付者氏名    |                                                                               |   | 指定期限      |  |     |                              |
|          |                                                                               |   | バーコード使用期限 |  |     |                              |

ATMでは御利用いただけません。

取りまとめ店

高松市

納付書（原符）

公

|        |          |   |
|--------|----------|---|
| 加入者名   | 高松市会計管理者 |   |
| 口座記号番号 |          |   |
| 保険料額   |          | 円 |
| 延滞金    |          | 円 |
| 督促手数料  |          | 円 |
| 合計金額   |          | 円 |

納付者氏名

通知書番号

納期限

指定期限

備考

領収日付印

(金融機関保管・コンビニ等店舗保管)

高松市

領収証書

公

下記のとおり領収しました。

|        |          |   |
|--------|----------|---|
| 加入者名   | 高松市会計管理者 |   |
| 口座記号番号 |          |   |
| 保険料額   |          | 円 |
| 延滞金    |          | 円 |
| 督促手数料  |          | 円 |
| 合計金額   |          | 円 |

納付者氏名

通知書番号

納期限

指定期限

備考

交付日：

お問い合わせ先は裏面に記載しております

領収日付印

(納付者保管・収入印紙不要)

督促状

以下の金額が納期限を過ぎて未納となっておりますので、至急納めてください。  
既に納付済の場合は行き違いですので、ご容赦ください。

高松市長

|       |  |   |     |  |   |       |  |   |
|-------|--|---|-----|--|---|-------|--|---|
| 保険料額  |  | 円 | 延滞金 |  | 円 | 督促手数料 |  | 円 |
| 備考    |  |   |     |  |   |       |  |   |
| 通知書番号 |  |   |     |  |   |       |  |   |

1 ご注意

- (1) 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納処分を受けることになります。  
※「滞納処分」とは、地方団体の徴収金等が滞納となった場合に、滞納者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をもって滞納保険料等に充当する一連の強制徴収手続をいいます。
- (2) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国民健康保険法第91条の規定により、香川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 督促状発付

納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

3 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料（1,000円未満の端数又はその全額が2,000円未満のときは切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額の延滞金を納めていただきます。

ただし、計算した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を切り捨て、延滞金が1,000円以上の場合には、100円未満の端数を切り捨てます。

納付場所

○高松市指定金融機関

○高松市指定代理金融機関

○高松市収納代理金融機関

○四国4県内のゆうちょ銀行・郵便局

○全国のコンビニエンスストア

○スマートフォンアプリ

○高松市役所 課、各総合センター・支所

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

この処分に関与しない場合は、この処分があったことを知った日の属日から起算して3か月以内に、同国健康保険法第93条1条の規定により、香川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができ、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者とする。）として提起することができず、なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でも提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は執行の続行による著しい損害を及ぼすおそれのある緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことが正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができず、

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。